

様式第 2(第 3 条関係)

公文書公開決定通知書

18 高保福第 69 号

平成 18 年 6 月 29 日

榊原悟志 様

高浜市長 森 貞述

印

平成 18 年 6 月 15 日付けで公開の請求のありました公文書については、次のとおり公開することとしましたので、高浜市情報公開条例第 8 条第 2 項の規定により通知します。

公文書の名称等	成年後見制度に係る市長による審判の請求に関する以下の文書 ・審判請求及び同制度利用支援事業に係る平成 18 年度予算の詳細(対象予定業務、想定件数、金額等)を記した文書		
請求書受理年月日	平成 18 年 6 月 16 日		
公開の日時 及び場所	日時	平成 年 月 日	午前 時 午後 時
	場所		
担当グループ	福祉部保健福祉グループ 担当：篠田 電話 0566-52-9871		

~~注 1 当日は、この通知書を持参の上、上記の公開場所までお越しください。~~

~~2 当日ご都合が悪い場合は、あらかじめ担当グループまでご連絡ください。~~

様式第4（第3条関係）

公文書非公開決定通知書

18高保福第69号
平成18年6月29日

榊原悟志様

高浜市長 森 貞 述 印

平成18年6月15日付けで公開の請求のありました公文書については、次のとおり公開しないこととしましたので、高浜市情報公開条例第8条第2項の規定により通知します。

公文書の名称等	<ul style="list-style-type: none"> 平成17年4月以降に制定又は改正した、市長による審判の請求手続を含む当該制度利用支援事業の詳細を定めた要綱、内規等 審判請求及び同制度利用支援事業に係る平成17年度の実績（件数及び費用）を記した文書
請求書受理年月日	18年 6月 16日
公開しないこととした理由	<input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 存否不回答 <input checked="" type="checkbox"/> 文書不存在 <input type="checkbox"/> その他 <ul style="list-style-type: none"> 「平成17年4月以降に制定又は改正した、市長による審判の請求手続を含む当該制度利用支援事業の詳細を定めた要綱、内規等」につきましては、定めていないため存在しません。 「審判請求及び同制度利用支援事業に係る平成17年度の実績（件数及び費用）を記した文書」につきましても、請求実績がないため存在しません。 <p align="center">（高浜市情報公開条例第一条に該当）</p>
上記の理由がなくなる期日 「この欄は、上記の理由がなくなる期日をあらかじめ明示することができるときに記入します。」	<p align="center">年 月 日</p> <p>公開を希望する場合は、同日以後改めて請求してください。</p>
担当グループ	福祉部保健福祉グループ 担当 篠田 電話 0566-52-9871

備考1 上記処分について不服がある場合は、上記処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に市長に対して異議申立てをすることができます。

2 上記処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に市を被告として（市長が被告の代表者となります。）提起することができます。ただし、前記の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

榊原悟志 様

別紙「公文書公開決定通知書」の「公開の日時及び場所」欄については、写しの交付を郵送で希望されたため記載がされておられません。

また、公開決定に係る公文書の写しの送付については、コピー手数料の納入（同封した納入通知書にてお願いいたします。）を確認後、写しを送付させていただきますので、ご了承ください。

なお、コピー手数料は、次のとおりですのでよろしくお願いいたします。

コピー手数料 20円（2枚×10円）

高浜市保健福祉グループ 担当：篠田 TEL 0566-52-9871